

固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(ASEC)

運営規約

本運営規約は、エネルギー変換先端技術に関連する研究開発により、電気・熱・有用ガスにフレキシブルに変換可能な高効率固体酸化物エネルギー変換デバイスを実現することで、わが国が目指す水素社会、省エネルギー・低炭素社会実現に資することを目的とし、関連技術に関する研究開発、試験研究、実証・評価試験に関し、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)と別表1の機関(別表1の機関を総称して「固体酸化物エネルギー変換先端技術コンソーシアム(Advanced technology consortium for Solid Oxide Energy Conversion,)略して「ASEC 参画機関」という。)が、産総研とそれぞれ契約締結した共同研究契約およびASEC 知的財産権取扱規約に基づき、当該関連技術に関する研究開発等を効果的・効率的に推進するため、共同研究契約当事者の合意に基づく「ASEC 運営規約」(以下、「本運営規約」という。)を定めるものである。

平成28年4月8日 : 運営規約制定

平成28年6月22日 : 発足時会員明記入

平成29年5月31日 : 改訂 (第18条第1項改訂 及び会員変更)

平成30年5月31日 : 改訂 会員変更

平成31年4月 1日 : 改訂 別表2 : アソシエイト会員 共同研究費額の変更

(目的)

第1条 産総研および別表1に掲げるASEC 参画機関(以下、両者を合わせて「ASEC 構成員」という。)は、固体酸化物を利用した革新的エネルギー変換デバイス技術に関連する研究開発を推進し、燃料・有用ガス・電気・熱にフレキシブルに変換可能な高効率固体酸化物エネルギー変換デバイスを実現するとともに、わが国の目指す水素社会、省エネルギー・低炭素社会実現に資することを目的とする。

2 ASEC 構成員が参画する共同研究にかかる成果は、オープンイノベーションの理念の下、ASEC 構成員が互いに協力し、迅速に社会に対し普及させるよう努力するとともに、当該研究成果の国際規格標準化活動および人材育成にも取り組むものとする。

(共同研究契約および本運営規約等の取り扱い)

第2条 ASEC 参画機関は、前条の目的を達成するために、産総研とASEC 参画機関それぞれとの間で共同研究契約を締結するとともに、本運営規約および別途定めるASEC 知的財産権取扱規約を遵守するものとする。

2 前項に規定する共同研究契約の締結に際し、ASEC 参画機関は、個別の研究テーマの推進に必要な研究資金等(研究装置等を含む。)を産総研に対して提供(研究装置等の場合、譲渡または持込をいう。)するものとする。この場合において、受益者負担の原則に基づく公平なコストシェアの理念の下で、提供された研究資金等の直接研究費にはASEC 運営にかかる共通費用等が含まれているものとする。ただし、

ASEC 参画機関のうち公的研究機関および大学等の研究機関は、当該研究費用等を無償とすることができる。

3 共同研究契約の締結に基づき ASEC 参画機関から提供された研究資金等の一部は、ASEC 運営費として取り扱うものとする。

4 共同研究の内容(研究プロジェクトという)は、オープンプラットフォームで行うものと、クローズドプラットフォームで行うものがある。オープンプラットフォームで取り組む研究プロジェクトは、原則として参画機関すべてが参加しその経費をコストシェアする。

5 クローズドプラットフォームでは、産総研と特定参画機関とでのみ共同研究(研究プロジェクト)を行い、当該特定参画機関以外には秘密情報として扱う。

6 いずれの共同研究についても、別途契約する共同研究契約の内容に基づき必要経費を負担するものとする。

7 ASEC 参画機関として参画できる機関は、日本国内に本社、事業拠点および研究拠点もしくは生産拠点を有し、共同研究契約に基づく研究成果を日本国内で事業化できることを条件とし、および産総研との共同研究契約(本運営規約および ASEC 知的財産権取扱規約の遵守を含む。)に合意が得られた機関とする。

(ASEC 知的財産権取扱規約の遵守)

第3条 ASEC が行う研究プロジェクトおよび個別研究テーマで創成されるすべての知的財産権に関する取り扱いは、本運営規約で定める他、ASEC 知的財産権取扱規約で定めるものとする。

2 本運営規約において「ASEC 研究成果物」とは、本コンソーシアムにおける共同研究の過程においてまたは結果として共同研究当事者の参加研究員が創製した発明等、研究成果物(有形物をいう。以下同じ)、知的財産権等を含む一切の技術的成果をいう。

(本コンソーシアムの設置期間)

第4条 本コンソーシアムの設置期間は、平成28年6月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の際、第7条に規定するコンソーシアム運営会議の決定により延長することができるものとする。

(契約の変更等)

第5条 共同研究契約および本運営規約ならびに ASEC 知的財産権取扱規約、その他共同研究契約当事者間での合意事項を変更しようとする場合、産総研と ASEC 参画機関は協議するものとし、産総研および全ての ASEC 参画機関との合意が得られたときは、産総研と ASEC 参画機関は変更契約等を締結するものとする。

(ASEC の構成員等および区分)

第6条 共同研究契約に基づく研究の実施に係る ASEC 構成員は、当該 ASEC 構成員により ASEC 研究体(ASEC 構成員により形成される、同一研究プロジェクトを行う研究体制をいう。以下同じ。)を構成するものとする。

2 ASEC 構成員は、本運営規約別表2の基準に基づき、「プライマリ会員」、「アクティブ会員」、「アソシエイト会員」、「アカデミック会員」に区分されるものとする。

(ASEC 運営会議)

第7条 ASEC の円滑な推進・運営を目的として ASEC 運営会議を設置するものとする。

第8条 前条に規定する ASEC 運営会議は、次の各号に掲げる者を委員として構成するものとする。

- 一 第13条第1項に規定する ASEC 組織長
- 二 産総研担当理事またはエネルギー・環境領域長もしくは材料・化学領域長
- 三 プライマリ会員
- 四 第13条第2項に規定する ASEC 事務局長
- 五 各種専門委員長
- 六 第19条1項に規定する各研究プロジェクト統括

2 ASEC 運営会議の構成員は、議論される内容に対して本コンソーシアム外に情報漏洩しないという秘密保持を遵守することを誓約する。ASEC 運営会議で議論される内容で、ASEC 構成員の秘密情報が含まれる場合は、その開示範囲を限定して議論を行うことができる。開示範囲は、当該関係企業と ASEC 組織長、ASEC 事務局長とで協議するものとする。

3 産総研は、ASEC 運営会議に ASEC 構成員以外の第三者が出席する場合、当該第三者に対し、議事録等に係る秘密情報・資料等の取扱に関し事前に秘密保持義務を課すものとする。

第9条 ASEC 運営会議における議事の効率的推進のため、当該会議に議長(以下「運営会議議長」という。)を選任するものとし、運営会議議長は第13条第1項に規定する ASEC 組織長をもって充てるものとする。

2 運営会議議長は、会務を総理するものとする。

3 運営会議議長に事故があるときは、運営会議議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するものとする。

4 運営会議議長は前条第1項第二号または第三号に規定する委員の中から ASEC 運営会議幹事を任命するものとし、当該任命された ASEC 運営会議幹事は ASEC 運営会議議事進行に関し運営会議議長を補佐するものとする。

第10条 ASEC 運営会議の委員の任期は2年とする。なお、当該委員が任期途中で交代する場合、当該交代する委員の任期は、当該前任の委員の残任期間とするものとする。

2 前項に規定する任期期間終了後、引き続き ASEC 運営会議の委員を選出する場合、再任することを妨げないものとする。

(ASEC 運営会議での協議事項等)

第11条 ASEC 運営会議は、以下の事項を協議し方針を決定するものとする。

- 一 共同研究契約の内容確認および変更等に関する事項
- 二 本運営規約の内容確認および変更等に関する事項

- 三 ASEC 知的財産権取扱規約の内容確認および変更等に関する事項
- 四 ASEC 研究体の改廃に関する事項
- 五 ASEC 参画機関からの脱退、または新規参画に関する事項
- 六 ASEC 研究体で行われる研究プロジェクトの開始および終了に関する事項
- 七 ASEC 研究体の予算、人員、設備、研究リソース等の運営全般に関する事項
- 八 知的財産委員会において取り扱いに疑義が生じた事項
- 九 その他 ASEC 運営会議で必要と認める事項

2 ASEC 参画機関は、ASEC 参画機関として新規参画を希望する機関等から共同研究への参画要望を受けた場合、その旨を第 13 条第 1 項に規定する ASEC 組織長に速やかに書面により通知するものとし、当該通知を受けた ASEC 組織長は、第 12 条第 1 項の規定に基づき ASEC 運営会議（臨時での開催を含む。）を開催するものとする。

3 ASEC 参画機関からの脱退にあたっては、当該脱退を希望する日の 60 日前までに第 13 条第 1 項に規定する ASEC 組織長に対し書面により通知するものとする。当該脱退を希望する ASEC 参画機関は第 12 条第 1 項の規定に基づき開催される ASEC 運営会議（臨時での開催を含む。）においてその旨を報告し、当該運営会議はそれを了承するものとする。

4 前項の脱退にあたり、当該脱退する ASEC 参画機関から産総研に対し支払われた研究資金等については、原則として返還しないものとする。なお、脱退が年度途中である場合には、当該年度の研究資金等の納入義務を負うものとする。

（ASEC 運営会議の開催）

第 12 条 運営会議議長は 12 ヶ月に 1 回以上の頻度で ASEC 運営会議を開催するものとする。

2 運営会議議長は、開催日時および開催場所ならびに議題等を定め、開催日の 15 日前までに、ASEC 運営会議の各委員に通知（電子メールでの通知を含む。）するものとする。

3 前項の通知をうけた委員が ASEC 運営会議に出席できない場合、運営会議議長に委任状を提出し、または運営会議議長の承認を得て当該委員の所属する ASEC 参画機関が指名した者が代理で出席することができる。なお、当該代理で出席した委員は、ASEC 参画機関に所属する者とし、ASEC 運営会議で議決権を有するものとする。

4 ASEC 運営会議は、運営会議議長および当該運営会議の委員の 3 分の 2 以上の出席数（前項に規定する委任状の数を含む。）を得なければ、開催することが出来ないものとする。

5 ASEC 運営会議における審議事項は、運営会議議長および委任状を含めた当該運営会議の委員の全会一致をもって方針を決する。

なお、当該方針の決定にあつては、ASEC 研究体が産総研の場を活用した事業であり、産総研が定める規程、規則、その他の取り決めに違反しないよう配慮するものとする。

6 運営会議議長が必要と認めた場合、または ASEC 運営会議の委員が議題と共に運営会議議長に開催を要請した場合、運営会議議長は臨時での ASEC 運営会議（以下、「臨時 ASEC 運営会議」といい、書面による ASEC 運営会議を含むものとする。）を開催することが出来る。書面による臨時 ASEC 運営会議において、その委員の全員が審議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

7 臨時 ASEC 運営会議を開催する場合、本条第 2 項の規定にかかわらず、開催日時および開催場所ならびに議題等を定め、開催日の 7 日前までに、ASEC 運営会議の委員に通知し開催するものとする。

(ASEC 組織長、ASEC 事務局長の選任)

第 1 3 条 産総研は、ASEC における研究開発責任者として研究リーダー（以下、「ASEC 組織長」という。）を選任するものとする。

2 産総研は、ASEC における研究推進に係る効率的な運営・支援のための事務局長（以下、「ASEC 事務局長」という。）を選任することができる。

(ASEC 事務局の設置)

第 1 4 条 ASEC で実施する共同研究の効率的運営・支援のために ASEC 事務局を設置するものとする。

2 ASEC 事務局は ASEC 運営にかかる事務全般を行うものとする。

(ASEC 運営委員会)

第 1 5 条 ASEC 運営会議の運営および各 ASEC 研究体が進める研究開発円滑化のため、ASEC に運営委員会（以下、「ASEC 運営委員会」という。）を設置する。

2 前項に規定する ASEC 運営委員会は、次の各号に掲げる者を委員として構成するものとし、ASEC 組織長が委員長となり、そのとりまとめを行うものとする。

一 ASEC 組織長

二 プライマリ会員

三 アクティブ会員

四 アカデミック会員

五 アソシエイト会員

六 ASEC 事務局長

七 各種専門委員長

八 各研究プロジェクト統括

3 ASEC 事務局長は ASEC 運営委員会に係る事務全般を行うものとする。

4 必要に応じ、運営委員会 副委員長を置くことができる。なお副委員長は、当該委員会の委員の中から、ASEC 組織長（委員長）が選任するものとする。

(専門委員会)

第 1 6 条 ASEC の研究開発を円滑に推進するため、以下に掲げる各委員会を設置するものとする。

一 技術検討委員会

二 知的財産委員会

三 人材育成委員会

2 前項 1 号から第 3 号に規定する委員会には、委員長および必要に応じ副委員長をおくものとする。

なお、各委員長は ASEC 組織長が選任するものとする。副委員長は、当該委員会の委員の中から、委員長が選任するものとする。

3 産総研は、前項の規定に基づき ASEC 構成員以外の第三者が委員として選任された場合、当該第三者に対し、議事等にかかる秘密情報・資料等の取り扱いに関し事前に秘密保持義務を課すものとする。

4 各委員会は、ASEC の研究開発に関わるそれぞれの専門分野についての重要事項を討議し、必要に応じて ASEC 組織長を通じて ASEC 運営会議へ報告または審議等依頼することができる。

(各委員会の活動内容)

第 17 条 前条第 1 項各号で定める各委員会の活動内容は、次項から第 4 項で定める通りとする。なお、全ての委員会での活動は厳に中立かつ公平な運用に努めるものとする。

2 技術検討委員会は、ASEC 研究体のプロジェクト研究開発に関する調整機能を担うものとする。

3 知的財産委員会は、ASEC に係る以下に掲げる事項を担当するものとし、研究成果および社会情勢をふまえた知財と標準化の一体的推進を図るものとする。

一 知的財産に係る情報・資料の管理

二 研究試料の管理

三 知的財産データベース等の構築と知的財産相互利用の促進

四 成果普及、実証・評価および実証試験を目的とした研究試料の提供等

4 人材育成委員会は、ASEC 研究体に係る以下に掲げる事項を担当するものとする。

一 学生インターンシップの受け入れ(産総研 技術研修規程の活用など)

二 企業若手研究者の学会発表、論文発表のための指導等

(知的財産委員会および自らが権利を有しない知的財産の実施条件)

第 18 条 発明がなされた際には、別に定める知的財産権確認手順書に従い、知的財産委員長は審査すべき案件毎に、知的財産委員若干名を毎回選出し、審査を行うものとする。

2 知的財産委員会を構成する者は、ASEC 組織長、ASEC 事務局長、及び知的財産取扱規約第 18 条に定める者とするが、発明等を創製した当事者との利害関係を考慮して選任されるものとする。

3 ASEC 研究体にかかる研究プロジェクトに基づき創製された自らが権利を有しない知的財産の実施にあたっては、実施許諾者は、当該プロジェクトに参画するプライマリ会員およびアクティブ会員に対しては参画しないプライマリ会員およびアクティブ会員もしくはアソシエイト会員に対して提示するよりも有利な条件で、当該プロジェクトに参画しないプライマリ会員およびアクティブ会員もしくはアソシエイト会員に対しては ASEC に参画しない第三者に対して提示するよりも有利な条件で、許諾するものとする。

4 知的財産委員会に係る一切の事務は ASEC 事務局が行うものとし、原則として案件毎に対象となる研究体関係者内で審査するものとする。

(研究プロジェクトと研究テーマ等)

第 19 条 産総研は、別表 1 に示す ASEC 参画機関と共同で、ASEC 運営会議の承認を得て、オープンプラットフォームの研究体で行う研究プロジェクトを実施することができる。その際、研究プロジェクト統

括を決定し、第6条に規定するASEC研究体を結成することができる。

2 前項に規定する研究プロジェクトを開始、もしくは終了する場合、ASEC事務局が別途定める届出様式に従って、事前にASEC事務局に申請するものとし、当該申請はASEC運営委員会による合議を経てASEC運営会議の承認を得るものとする。

3 本運営規約別表2に規定するアソシエイト会員は、プライマリ会員またはアクティブ会員が研究プロジェクトに参加することを認めた場合、前項の申請手続きを踏まえASEC運営会議の承認を得て、研究プロジェクトに参加することができる。

4 第1項に規定する研究プロジェクトは、プロジェクト参加機関ごとに細分化された分担研究テーマから構成されるものとし、産総研とASEC参画機関との間で締結する共同研究契約において、各機関が参画する研究プロジェクト、および分担する研究テーマについて規定されるものとする。また、研究プロジェクトの推進に必要な見積もられる当該研究リソースの数値を当該共同研究契約に明記するものとする。

5 ASECR研究体に係る研究プロジェクトの実施に係る秘密情報の取り扱い、他の研究プロジェクトに対して秘密情報として取り扱うことができるものとする。

6 第1項から前項の規定に関わらず、戦略シナリオ検討プロジェクトについては、本運営規約別表1に規定する全ての会員が参加できるものとする。

(事務局への通知等)

第20条 ASECR構成員は、ASECR研究体にかかる共同研究に関連し、以下に掲げる事項について、速やかに書面によりASECR事務局に通知するものとする。

一 ASECR研究体が実施する研究プロジェクトに基づく研究成果に係る特許出願等を行うとき(発明等の要旨の情報)

二 共同研究契約条項に規定する参加研究員等の追加・変更をしようとするとき

三 ASECR研究体に係る研究プロジェクトに基づき創製された知的財産権に係る通常実施権等の許諾または譲渡をしようとするとき

四 ASECR研究体に係る研究プロジェクトに基づき創製された研究成果および技術情報・資料等を、外部に公表しようとするとき

2 ASECR組織長は前項各号に基づく通知を受け、その内容がASECR研究体の実施する研究プロジェクトの目的達成に支障があるものと判断したときは、ASECR運営会議を開催し、当該運営委員に意見を求めることができる。

(装置・設備の持込等)

第21条 ASECR参画機関は、産総研が指定する「産総研内に設置された燃料電池研究施設および研究設備」(以下、「燃料電池研究拠点」という。)に評価設備、製造設備等(以下「設備等」という。)を持ち込み設置することができる。

2 前項の規定に基づき産総研に持ち込まれた設備等の搬入、据付、撤去、改造、**ならびに**試運転に係る全ての費用は、原則として当該設備等を持ち込んだ者が負担するものとする。

(燃料電池研究拠点の持ち込み設備等の利用)

第22条 前条の規定に基づき産総研に設置された当該設備等は、原則として ASEC 研究体が共同して利用することができるものとする。ただし、当該共同利用が、秘密の保持その他特段の理由があるものとして ASEC 構成員が ASEC 組織長に申請し、当該 ASEC 組織長が必要と認めた場合には、当該 ASEC 構成員は一時的に占有して利用することができるものとする。なお、前条第1項の規定に基づき産総研に設置された設備等の利用時間の配分は、ASEC 構成員の意見も踏まえ ASEC 運営委員会が決定するものとする。

(燃料電池研究拠点の産総研が管理する設備等の利用)

第23条 ASEC 参画機関は、共同研究の推進を目的として産総研の承認が得られた場合、燃料電池研究拠点の産総研が管理する設備等について、公平なコストシェアの理念の下で利用できるものとする。なお、産総研は、他の契約等による制限、その他業務に支障が無い限り、その利用を原則認めるものとする。

2 前項に規定する産総研が管理する設備等の利用は、原則共用とするものとする。ただし、当該共同利用が、秘密の保持等に必要と認められるものとして ASEC 構成員が ASEC 組織長に申請し、ASEC 組織長が必要と認めた場合には、当該 ASEC 構成員は一時的に占有して利用することができるものとする。なお、前項に規定する産総研が管理する設備等の利用時間の配分は、ASEC 構成員の意見等も踏まえて ASEC 運営委員会が決定するものとする。

(設備等の破損、改造等対応および安全管理)

第24条 第21条および前条第1項に規定する燃料電池研究拠点の設備等の利用に際し、当該利用中に発生した故障、破損等は、原則として当該利用時の ASEC 参画機関が自己費用負担により原状に復するものとする。

2 ASEC 構成員は、共同研究実施のために必要であるとして、ASEC 運営委員会に協議し、ASEC 組織長および産総研の許可が得られたときには燃料電池研究拠点の一時的な改造等を行うことができるものとする。この場合において当該改造をおこなった ASEC 構成員は、当該研究終了後自己負担により速やかに原状に復するものとする。

3 第1項および前項の規定にかかわらず、ASEC 組織長が認めたときは、ASEC 運営費で当該故障、破損、改造にかかる修理費用を負担することができる。

4 第22条第1項および前条第2項の規定に基づき設備等を占有する場合は、当該設備等の占有利用の期間、当該利用者が安全上のすべての管理責任を負うものとする。

(研究員の派遣等)

第25条 ASEC 参画機関は、産総研との共同研究契約に基づき、産総研に自己の研究員を派遣し常駐(以下、「常駐研究員」という。)させることができる。ただし、この場合において、当該常駐させる ASEC 参画機関は、共同研究契約に基づき、人頭経費を支払うものとする。

2 産総研と ASEC 参画機関は、人材移籍型共同研究契約様式(人材移籍型：別途自己の研究員を産総研の契約職員として雇用することの手続きを有するもので、産総研側の研究員として参加登録されるもの。)を活用した共同研究を行うことができる。この場合、産総研は、当該雇用した研究員に対して雇用契約

に基づき直接支払う給与等について、産総研に対し提供される研究資金等から支払うものとする。

3 第1項に規定する常駐研究員の業務は、ASEC研究体が実施する研究に係る別段の制限がある場合を除き、原則として共同研究契約に基づくものとし、必要と認めるときはASEC組織長が常駐研究員および当該常駐研究員を派遣したASEC参画機関と協議の上決定することができるものとする。

(人材育成費の提供等)

第26条 ASEC参画機関は、第2条第2項の規定に関連しASEC研究体が共同研究実施とあわせて推進する人材育成に関する経費を負担するものとする。

(間接経費の提供)

第27条 ASEC参画機関は、産総研との資金提供型の共同研究契約を締結する場合、研究資金等のうち直接経費に係る15%分を間接経費として負担(ASEC運営費の外数として、産総研が間接的な経費として執行するもの。)とする。

(ASEC構成員によるASEC研究体外との研究協力)

第28条 ASEC構成員は、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、ASEC研究体に参画する機関以外の者とASECの活動において創製されたASEC研究成果物を用いた共同研究および共同開発ならびに委託研究などの研究協力を行ってはならない。

一 研究試料の提供を目的とし、それぞれのASEC参画機関の規定、規則に従う場合であって、ASEC組織長が認めた場合

二 研究協力をしようとする相手先がASEC参画機関の会社法上の子会社であって、ASEC組織長が認めた場合

三 公知の存在となったASEC研究成果物を用いて共同研究及び共同開発ならびに委託研究などの研究協力を行う場合

2 ASEC構成員は、前項各号の規定に基づく研究協力を行う場合、別途ASEC事務局が定める様式により、事前にASEC事務局に届出を行いASEC組織長の承認を得るものとする。

(秘密の保持)

第29条 ASEC構成員は、次の各号に掲げるもの(以下、「秘密情報・成果等」という。)を秘密として扱い、秘密情報・成果等を開示したASEC構成員の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示または漏洩しないものとする。

一 ASEC構成員での共同研究に関して他のASEC構成員(他のASEC構成員の参加研究員等を含む。以下、本条について同じ)から提供または開示された、技術情報・資料等および営業上の情報であって、提供または開示の際に当該他のASEC構成員より秘密である旨の表示がなされ、または口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で秘密情報を受領したASEC構成員に対して通知されたもの(以下、「秘密情報」という。)

二 ASEC構成員での共同研究に係る研究成果であって、当該研究成果がなされた研究プロジェクトのASEC構成員が秘密として指定したもの

三 ASEC 構成員での共同研究の過程において創製された、前号の成果以外の技術情報・資料等であって、創製後速やかに、当該技術情報・資料等を創製した研究プロジェクトの ASEC 構成員が秘密として指定したもの

2 前項の規定にもかかわらず、秘密情報・成果等が次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 秘密情報を開示した ASEC 構成員からの知得時に既に公知の情報または秘密情報を開示した ASEC 構成員から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 秘密情報を開示した ASEC 構成員から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 秘密情報を開示した ASEC 構成員から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

五 法令または裁判所の命令により開示を義務付けられるもの（ただし、法令または裁判所の命令に定める提出先への開示に限る）

3 第 1 項に規定する秘密情報・成果の取り扱いは、ASEC 研究体に設置された研究プロジェクト間においても同様に取り扱うものとし、開示または提供範囲（「受領者限り」、「研究プロジェクト内限り」、「ASEC 研究体限り」等の範囲）が明示されているものは、併せてその条件を遵守するものとする。

4 研究プロジェクトに参加する ASEC 研究体研究員等は、他の研究プロジェクトの技術情報または営業情報で公然と知られていないものを知得した場合、当該技術情報等を口外してはならないものとする。

（研究成果の報告書）

第 30 条 ASEC 組織長は、ASEC 構成員に対し、共同研究契約条項に規定する研究成果についてとりまとめることを指示することができる。ASEC 参画機関は成果報告書のとりまとめに協力するものとする。ASEC 事務局は、ASEC 構成員の協力を得て毎年度の ASEC 成果報告書を作成するものとする。

（終了時の対応）

第 31 条 本コンソーシアムを終了する際には、成果の承継、知的財産権の譲渡・放棄等などの対応を事前に第 7 条に規定する運営会議にて決定する。

（残存条項）

第 32 条 本運営規約の規定は、原則として ASEC 研究体の存続期間中は有効とする。ただし、ASEC 研究体終了後 3 年間は、第 29 条、第 8 条第 2 項、および第 19 条第 5 項の規定は、なおも有効に存続するものとする。

2 ASEC 研究体を脱退した後も、前項の規定を遵守する義務は存続するものとする。

（本運営規約に定めのない事項の取扱）

第 33 条 本運営規約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、ASEC 運営会議で審議決定する。

2 本運営規約と共同研究契約書との間にいずれかの相違ないし矛盾を生じたときは、本運営規約の内

容が優先する。

(別表1)

ASEC 参画機関 一覧表

(2019年3月1日現在)

プライマリ会員

大阪ガス株式会社
京セラ株式会社
株式会社 デンソー
日本特殊陶業株式会社
三浦工業株式会社

アクティブ会員

現在 なし

アソシエイト会員

住友金属鉱山株式会社
東京ガス株式会社
東邦ガス株式会社
日立造船株式会社

アカデミック会員

九州大学
筑波大学
東京大学

(退会会員)

2016年度 アソシエイト会員： 株式会社 村田製作所

2016年度 プライマリ会員、2017年度 アソシエイト会員： TOTO 株式会社

(別表2)

会員の種別について

1. プライマリ会員

本コンソーシアム立ち上げ時に基本共同研究費年間300万円以上を拠出した機関、または本コンソーシアム発足後に共同研究費年間500万円以上を拠出した機関

2. アクティブ会員

本コンソーシアム発足後に参画し、共同研究費年間300万円以上500万円未満を拠出した機関

3. アソシエイト会員（戦略シナリオ検討プロジェクトへの参画が可能）

基本共同研究費年間50万円を拠出した機関 (2019年4月1日より改訂)

4. アカデミック会員

営利目的の企業活動をしていない各種団体、例えば大学法人、国立研究開発法人、国、地方公共団体およびその研究機関。共同研究費は原則として無償とする。

以下 余白